

株 主 各 位

東京都渋谷区桜丘町26番1号
G M O ク ラ ウ ド 株 式 会 社
代表取締役社長 青 山 満

第19回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成24年3月22日開催の当社第19回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

報 告 事 項

1. 第19期（平成23年1月1日から平成23年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記の内容を報告いたしました。
2. 第19期（平成23年1月1日から平成23年12月31日まで）計算書類報告の件
本件は、上記の内容を報告いたしました。

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。
期末配当は、1株につき2,000円となります。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。
変更の内容は、次のとおりです。

変 更 前	変 更 後
<p>(新 設)</p> <p>第2条～第26条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第27条～第43条 (条文省略)</p>	<p><u>(創業の精神)</u></p> <p>第2条 当会社ならびにGMOインターネットグループは、創業の精神として「スピリットベンチャー宣言」を掲げ、インターネットの”場”の提供に経営資源を集中し、「日本を代表する総合インターネットグループ」として、インターネットを豊かに楽しくし、新たなインターネットの文化・産業とお客様の「笑顔」「感動」を創造し、社会と人々に貢献する。</p> <p>第3条～第27条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役会による事後承認の禁止)</u></p> <p>第28条 取締役会において決議すべき事項についての取締役会決議は、当該事項の執行の後にこれを得ることを禁止する。</p> <p>(2) 前項の規定にかかわらず、取締役会において決議すべき事項について、当該事項が緊急且つ重要なものであり、当該事項の執行に先んじて取締役会の決議を得るのでは当会社の経営に重大な影響を及ぼす場合に限り、代表取締役社長は、法令又は定款に違反しない範囲で、取締役会の決議に先んじて当該事項を執行する。</p> <p>(3) 前項の場合には、代表取締役社長は、前項に定める執行後に開催される最初の取締役会において、当該執行の事実を報告し、当該執行について、議決に加わることができる取締役全員の賛成による決議を得なければならない。</p> <p>第29条～第45条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役7名選任の件

本件は、原案のとおり、熊谷正寿氏、青山満氏、中条一郎氏、田中康明氏、閑野倫有氏、唐澤稔氏および安田昌史氏の7名が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 監査役2名選任の件

本件は、原案のとおり、深山智房氏および稲葉幹次氏の2名が選任され、それぞれ就任いたしました。

以 上

~~~~~  
期末配当金のお支払いについて

第19期期末配当金のお支払いについては、同封の「第19期期末配当金領収証」により、払い渡しの期間（平成24年3月23日から平成24年4月27日まで）内に、最寄りのゆうちょ銀行および郵便局でお受け取り下さいますようお願い申し上げます。

口座振替をご指定の方には、同封の「配当金計算書」および「配当金の振込先のご確認について」を同封致しましたので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、配当金の口座振替をご指定の方と同様に、「配当金領収証」により配当金をお受け取りになられる株主様宛にも「配当金計算書」を同封致しております。配当金をお受け取りになった後の配当金額のご確認や、確定申告の資料としてご利用いただけます。